

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	クオリプス株式会社	コード	4894
提出日	2026/6/11	異動(予定)日	2026/6/25
独立役員届出書の提出理由	2026年6月25日開催の定時株主総会において、社外取締役2名及び社外監査役3名の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)														異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし				
1	吉田 憲一郎	社外取締役	○												△					
2	加藤 之啓	社外取締役	○												○				新任	
3	芦田 典裕	社外監査役	○														○			
4	山本 光太郎	社外監査役	○														○			
5	阿部 慎史	社外監査役	○														○			

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	吉田憲一郎氏の間では、過去にアドバイザー業務を委託しておりますが、その報酬の額は年額500万円未満であり、意思決定に対して影響を与えるような取引関係には当たらないため、一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断しております。	吉田憲一郎氏には、同氏が金融及び投資に係る実務専門家として、特に当社の事業計画や財務戦略について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たされていることから、これらの経験と実績を踏まえて、引き続き当社の経営を監督していただけるものと期待し、社外取締役に就任いただいております。これらの理由により、同氏を独立役員として指定し、一般株主の利益保護を充実していただきたいと考えたことが、独立役員の指定理由となります。
2	加藤之啓氏の間では、同氏が代表取締役を務める会社との間で、コンサルティング業務委託契約を締結しておりますが、その報酬の額は年額500万円未満であり、意思決定に対して影響を与えるような取引関係には当たらないため、一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断しております。	加藤之啓氏には、同氏が40年にわたる製造業での豊富な実務・マネジメントの経験と実績を有しており、また品質向上や効率化を目的とする製造現場における業務プロセスの改善の取組みについて複数社での豊富な経験と実績を有していることから、これらの経験と実績を踏まえて、当社の経営を監督していただけるものと期待し、社外取締役に就任いただいております。これらの理由により、同氏を独立役員として指定し、一般株主の利益保護を充実していただきたいと考えたことが、独立役員の指定理由となります。
3		芦田典裕氏には、同氏が金融及び投資に係る実務専門家であり、また大手製薬企業グループにおいて長年経営に関与したほか、製薬ベンチャー企業における財務責任者としての経験と実績を有しておられることから、これらの分野における豊富な経験と高い見識・専門性、財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験をともに、引き続き当社の経営を監督していただけるものと判断し、社外監査役に就任いただいております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断しております。これらの理由により、同氏を独立役員として指定し、一般株主の利益保護を充実していただきたいと考えたことが、独立役員の指定理由となります。
4		山本光太郎氏には、同氏が日本及び米国の弁護士資格、更に日本の弁理士資格を取得しており、長年にわたって企業法務及び知的財産分野に従事されていることから、これらの法律及び知的財産に関する高度な知識と豊富な経験をもとに、引き続き当社の経営を監督していただけるものと判断し、社外監査役に就任いただいております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断しております。これらの理由により、同氏を独立役員として指定し、一般株主の利益保護を充実していただきたいと考えたことが、独立役員の指定理由となります。

5	<p>阿部慎史氏には、同氏が公認会計士及び税理士として長年にわたり企業の会計監査に従事されていることから、これらの財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験をもとに、引き続き当社の経営を監督していただけるものと判断し、社外監査役に就任いただいております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断しております。これらの理由により、同氏を独立役員として指定し、一般株主の利益保護を充実していただきたいと考えたことが、独立役員の指定理由となります。</p>
---	--

4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。